

補助金調書

補助金名	障がい者グループホーム運営費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL092-711-4249)
交付先	団体	社会福祉法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	障害者総合支援法第36条に基づく、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けていることが見込まれる事業者であること。				
(非公募の場合) 非公募の理由	/				
補助開始年度	平成12	年度	経過年数	15	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者の地域における居住の場であるグループホームにおいて、サービスを提供する世話人・生活支援員の業務を代替する職員の賃金及び交通費を補助することで、グループホームの運営安定を図り、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由	/				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 グループホーム運営に係る代替業務従事職員の賃金及び交通費 グループホームの住居1ヶ所当たり年額 323,500円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	26 件	49 件	32 件	
	21,263 千円	(24,901) 千円	19,339 千円	12,625 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ●グループホーム(共同生活援助) 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 ●ケアホーム(共同生活介護) 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 				
補助金交付による効果	グループホームの運営が安定し、地域生活への移行が促進されている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。